

空き家に関する支援制度一覧

市町村名： みどり市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	助成	みどり市空き家改修補助事業	・空き家を居住目的で購入し改修する場合、改修費用の一部を補助 ・補助率は改修工事費の2分の1 ・上限は市内の人:最大60万円 市外からの転入者:最大80万円(市外からの転入者1人につき上限60万円に5万円加算。ただし加算額は最大20万円)	・空き家を居住目的で購入するため売買契約を締結した者又は締結予定の者 ・空き家の所有者の法定相続人 ・市税の滞納がない ・みどり市に5年以上住み続けることができる ・市内に事務所を置く業者で施工 ・空き家が共有である場合には共有者全員の同意を得られること	80万円	-	-	工事着手前	予算終了まで	建築住宅課	0277-76-2189	https://www.city.midori.gunma.jp/kankyo/1001623/1001724/1002155.html	
空き家の活用支援事業	助成	みどり市空き家除却補助事業	・空き家の所在する敷地を更地にする場合、除却費用の一部を補助 ・補助率は除却工事費の2分の1 ・上限は30万円	・市内に在し、住居として建築された建築物 ・1年以上使用されていないこと ・市税の滞納をしていないこと ・市内に事務所を置く業者で施工 ・併用住宅の場合、居住部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること	30万円	-	-	工事着手前	予算終了まで	建築住宅課	0277-76-2189	https://www.city.midori.gunma.jp/kankyo/1001623/1001724/1002156.html	